



発行 新潟県

第 27 号

令和3年4月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 413 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 414 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 415 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 416 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 417 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 418 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 419 土地改良区連合役員の就任届(農地計画課)
- 420 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 421 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 422 道路の区域変更(道路管理課)
- 423 道路の供用開始(道路管理課)
- 424 道路の区域変更(道路管理課)
- 425 道路の供用開始(道路管理課)
- 426 道路の区域変更(道路管理課)
- 427 道路の供用開始(道路管理課)
- 428 道路の区域変更(道路管理課)
- 429 道路の供用開始(道路管理課)
- 430 道路の区域変更(道路管理課)
- 431 道路の供用開始(道路管理課)
- 432 道路の区域変更(道路管理課)
- 433 道路の供用開始(道路管理課)
- 434 道路の区域変更(道路管理課)
- 435 道路の供用開始(道路管理課)
- 436 道路の区域変更(道路管理課)
- 437 道路の供用開始(道路管理課)
- 438 道路の区域変更(道路管理課)
- 439 道路の供用開始(道路管理課)
- 440 道路の区域変更(道路管理課)
- 441 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 公募型プロポーザルの実施(高齢福祉保健課)
- 特定農業用ため池の指定(農地建設課)
- 特定農業用ため池の指定解除(農地建設課)
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等(病院局経営企画課)

正 誤

令和3年3月5日付け県報第18号公告中（法務文書課）

告 示

◎新潟県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
クスリのアオキ長岡曙薬局	長岡市曙2丁目4番地26	育成医療・更生医療	令和3年4月1日
ウエルシア薬局三条東本成寺店	三条市東本成寺21番28号	育成医療・更生医療	令和3年4月1日
共栄堂薬局みつけ店	見附市学校町2丁目15番23号	育成医療・更生医療	令和3年4月1日
共栄堂薬局うおぬま店	魚沼市原虫野433番7	育成医療・更生医療	令和3年4月1日
ウエルシア薬局南魚沼六日町店	南魚沼市川窪1001-1	育成医療・更生医療	令和3年4月1日
さりら薬局	南魚沼市浦佐1534番地4	育成医療・更生医療	令和3年4月1日

◎新潟県告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年4月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
みどり町調剤薬局	新発田市緑町2-16-9	育成医療・更生医療	令和3年4月1日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2丁目6-6	育成医療・更生医療	令和3年4月1日
共創未来 舞子薬局	南魚沼市仙石1-17	育成医療・更生医療	令和3年4月1日

◎新潟県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年4月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
渡辺薬局	長岡市東川口601-3	育成医療・更生医療	令和3年3月1日

アイン薬局 村上店	村上市緑町5丁目5番23号	育成医療・更生医療	令和3年4月5日
共栄堂薬局おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	育成医療・更生医療	令和3年3月11日

◎新潟県告示第416号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、弥彦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月7日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	ヤホール	弥彦村全域
5月10日から令和4年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日及び令和4年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第417号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、見附市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月10日（月） 5月11日（火） 5月12日（水） 5月13日（木）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	見附市役所車庫	見附市全域
5月14日から令和4年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日及び令和4年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第418号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15038	登録年月日	令和2年6月12日					
登録検査機関の名称	株式会社 高廣							
代表者氏名	代表取締役 高木 廣俊							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区下曲通826-1							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	高木 廣人	新潟県新潟市南区杉菜3-7-6	玄米	K152020018				
備考	略称『(株)高廣』 令和3年4月6日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計2名。							

◎新潟県告示第419号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条で準用する第18条第17項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月6日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 長岡市鶴ヶ曾根957番地 久須美 求
 就任年月日 令和3年4月1日

◎新潟県告示第420号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、三島郡出雲崎町の一部を受益地域とする県営八手地区区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月7日から令和3年5月10日まで

3 縦覧に供する場所

三島郡出雲崎町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第421号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
魚野川東部	農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業	南魚沼市 魚沼市	令和3年3月25日

◎新潟県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市真人町字田ノ入己2353番6から	新	11.0~63.5メートル	79.0メートル
同市真人町字田ノ入己2360番3まで	旧	9.5~25.5メートル	78.7メートル

◎新潟県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小千谷大沢線
- 2 供用開始の区間
小千谷市真人町字田ノ入己2353番6から同市真人町字田ノ入己2360番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第424号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡和島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小島谷字分田3413番1から 同市島崎字浦反甫458番1まで	新	7.4~12.5メートル	262.1メートル
	旧	(A) 7.4~8.4メートル	261.5メートル
		(B) 6.4~8.4メートル	261.8メートル

備考 路線の重用
全区間県道寺泊与板線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泊与板線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市島崎字浦反甫458番1から 同市小島谷字分田3413番1まで	新	7.4~12.5メートル	262.1メートル
	旧	(A) 7.4~8.4メートル	261.5メートル
		(B) 6.4~8.4メートル	261.8メートル

備考 路線の重用
全区間県道長岡和島線と重用

◎新潟県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡和島線
- 2 供用開始の区間
長岡市小島谷字分田3413番1から同市島崎字浦反甫458番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番626から	新	11.6～52.2メートル	233.3メートル
同市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番155まで	旧	8.2～33.5メートル	233.3メートル

◎新潟県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間

魚沼市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番626から同市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番155まで

- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天水島東川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松之山東川字中屋111番2から	新	5.6～16.3メートル	254.9メートル
同市松之山東川字和田282番1まで	旧	5.6～15.8メートル	255.9メートル

◎新潟県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 天水島東川線
- 2 供用開始の区間

十日町市松之山東川字中屋111番2から同市松之山東川字和田282番1まで

3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余川塩沢停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市小栗山字北沖125番1から	新	10.7～18.5メートル	352.3メートル
同市小栗山字宮田578番4まで	旧	8.5～18.5メートル	352.2メートル

◎新潟県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 余川塩沢停車場線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市小栗山字北沖125番1から同市小栗山字宮田578番4まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町石黒字山ゴ田70番1から	新	6.8～11.2メートル	120.0メートル
同市高柳町石黒字山ゴ田107番1まで	旧	6.8～10.0メートル	120.0メートル

◎新潟県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町石黒字山ゴ田70番1から同市高柳町石黒字山ゴ田107番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字芋川字稲葉平1114番から	新	6.4～60.2メートル	355.4メートル
同市大字芋川字通沢2399番まで	旧	5.8～29.2メートル	356.8メートル

◎新潟県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柿崎小国線
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字芋川字稲葉平1114番から同市大字芋川字通沢2399番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区下八幡字鮫面57番1から 同市大潟区内雁子新田字上谷内619番1まで	新	13.0～28.0メートル	48.4メートル

	旧	13.0～21.8メートル	48.4メートル
--	---	---------------	----------

◎新潟県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区下八幡字鮫面57番1から同市大潟区内雁子新田字上谷内619番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区梶字荒所392番1から	新	11.5～23.2メートル	772.0メートル
同市吉川区梶字屋敷542番1まで	旧	7.2～16.6メートル	779.5メートル

◎新潟県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区梶字荒所392番1から同市吉川区梶字屋敷542番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 柳島信濃坂線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市牧区棚広字平等3122番3から 同市牧区棚広字平等3114番1まで	新	2.0～5.0メートル	204.0メートル
	旧	(A)2.0～4.8メートル	217.5メートル
		(B)2.0～5.0メートル	204.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

1 路線名 県道 柳島信濃坂線

2 供用開始の区間

上越市牧区棚広字平等3122番3から同市牧区棚広字平等3114番1まで

3 供用開始の期日 令和3年4月6日

公 告

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について（公告）

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

1 提案内容

敬老事業における記念品

詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

2 参加者に求める資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 新潟県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する

暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 令和3年4月23日(金)午後5時15分(必着)
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 令和3年5月7日(金)午後5時15分(必着)
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

6 提案書の審査

- (1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

特定農業用ため池の指定について(公告)

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池に指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
村入池	三条市矢田字村入	令和2年3月26日
境田池	柏崎市大字畔屋	令和2年3月26日
大須川北	村上市中浜字大須川	令和2年3月26日
山崎	南魚沼市山崎	令和2年3月26日

特定農業用ため池の指定解除について（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の解除の年月日
大谷割上溜	長岡市寺泊五分一	令和3年3月26日
野田溜池	長岡市川口中山字田ノ浦	令和3年3月26日
二口	村上市碁石字二タ口	令和3年3月26日
東山堤	村上市上助測字東山	令和3年3月26日
堂ヶ沢堤（下堤）	村上市七湊字堂ヶ沢	令和3年3月26日
堂ヶ沢堤（中堤）	村上市七湊字堂ヶ沢	令和3年3月26日
堂ヶ沢堤（上堤）	村上市七湊字堂ヶ沢	令和3年3月26日
竹の沢堤	五泉市尻上字竹ノ沢	令和3年3月26日
四十九沢堤	五泉市橋田字四十九沢	令和3年3月26日
加王寺堤	五泉市山崎字堤入	令和3年3月26日
長仙坊堤	五泉市蛭野	令和3年3月26日
大沢堤	五泉市西四ツ屋字中山己	令和3年3月26日
五斗山	五泉市橋田	令和3年3月26日
岩の沢堤	五泉市橋田字岩ノ沢	令和3年3月26日
シュンガ入堤	五泉市橋田字シュンガ入	令和3年3月26日
小熊堤	五泉市小熊字寺入	令和3年3月26日
中島堤	五泉市中島	令和3年3月26日
駒池	上越市清里区青柳	令和3年3月26日
岩倉池	上越市清里区荒牧	令和3年3月26日
大坂溜	上越市吉川区入河沢	令和3年3月26日
蒲原上池	上越市柿崎区南黒岩	令和3年3月26日
芝峰溜	上越市吉川区高沢入	令和3年3月26日
裏山溜	上越市吉川区国田	令和3年3月26日
小屋敷池	上越市浦川原区飯室	令和3年3月26日
長面	上越市安塚区小黒	令和3年3月26日
丸山の池	上越市安塚区高沢八幡	令和3年3月26日
西の溜	上越市大島区田麦	令和3年3月26日
三郎治	上越市牧区荒井三郎治	令和3年3月26日
長畑	上越市牧区川井沢	令和3年3月26日
西久々野ロンデ池	上越市板倉区久々野ロンデ	令和3年3月26日
ドンデカ堤	佐渡市北狄	令和3年3月26日
矢柄堤	佐渡市新穂瓜生屋	令和3年3月26日
長谷地	佐渡市小倉丙	令和3年3月26日
坊ヶ浦池	佐渡市坊ヶ浦	令和3年3月26日
椿尾溜池	佐渡市椿尾	令和3年3月26日
高野溜池1号	佐渡市羽茂大石	令和3年3月26日
平山堤	佐渡市小倉甲	令和3年3月26日
甚太郎堤	佐渡市相川大浦	令和3年3月26日
宮の上堤	関川村大石	令和3年3月26日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、解析業務用端末賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

解析業務用端末賃貸借契約

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和3年5月18日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-0110 内線2234

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部刑事部刑事総務課支援分析係

電話番号 025-285-0110 内線4072

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達案件又はこれと同等案件（OA機器等）の調達について、賃貸借契約及び納入実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年4月6日（火）から令和3年5月18日（火）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年5月21日(金)午前10時以降、2(3)イから通知する。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年5月25日(火)午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)を令和3年5月24日(月)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for a computer terminal for use in analytical work

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Tuesday, May 25, 2021

Time: 10:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2234

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月6日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立中央病院

新潟県上越市新南町205番地

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和3年2月25日

6 落札者の氏名及び住所

新潟メスキュード株式会社

新潟市西区寺尾東1丁目19番19号

7 落札価格

141,273,000円

8 入札公告日

令和3年1月15日

9 落札方式

最低価格

正 誤

令和3年3月5日付け新潟県公告（総合評価一般競争入札の実施）中

ページ	行	誤	正
11	46	5 (1)に定める時刻までに	3 (1)に定める時刻までに